

第4回宮城県公文書管理条例検討会概要

- 1 開催日時 令和7年2月18日（火）午前9時30分から正午まで
- 2 開催方法 対面開催（場所：行政庁舎11階 1101会議室）
- 3 出席者 蘆立委員、加藤委員、河村委員、栗原委員、松尾委員
（全員出席）
《事務局》
中村課長、佐々木館長、武田総括、ほか2人
- 4 議題 第3回検討会を踏まえた修正案について
（資料1、資料2、参考1、参考2）

5 委員からの主な意見

○ 条例第13条 行政文書の電子的管理の促進

※ 第3回検討会において、行政文書を電磁的方法により提供しよう努めるものとするという規定（第13条第2項）を削除することとした案に対して、この規定は残した方がよいのではないかと意見があり、第2項を規定し直して残す案を提示したもの（資料1 p25、p26）。

- ・**松尾委員** 案で示されている「当該行政文書を利用しようとする者の希望に応じて」という文言を入れている他の自治体の例はあるのか。条文の記載の仕方としては、希望しようがしまいが電磁的方法により提供しよう努めることとし、電磁的方法では利用できない方に対しては柔軟に対応するという方法もあると思う。

→ **（事務局回答）** そもそも、第2項の趣旨の条文を規定している他の自治体は見当たらず、独自の条文である。

- ・**蘆立委員** 第23条において、「スライドフィルムまたは電磁的記録については、その種別、情報化の進展状況等勘案して規則で定める方法によって行う（利用させる）」としている。第13条で「希望に応じて」電磁的方法で提供することとした場合、第23条との矛盾が生じるのではないか。

→ **（事務局回答）** 第23条は特定歴史公文書の利用方法を定めたものであり、第13条は行政文書が対象。行政文書の提供については、情報公開条例が主な根拠となるが、情報公開条例においても、行政文書の開示に関し本条例第23条のような規定があり、その点では矛盾が生じる可能性はある。しかし、前回検討会での御意見も踏まえ、公文書管理条例において、電磁的記録である行政文書の提供の考え方、将来に向けた方針を示しておくべきと考え、このような案とした。

- ・**栗原委員** 第13条の「電磁的方法」による提供は、第23条の方法と一致させたほうがよいと考えるが、どうか。

→ **(事務局回答)** 行政文書と歴史的公文書では、利用・提供のしかたが異なる可能性はある。一致するような方向では考えつつも、完全に一致させることができるかどうかは検討が必要と考えている。

- ・**栗原委員** 「希望に応じて」という部分は、「申し立てがあった時は」といった表現にした方が主観を排することができるのではないか。

- ・**河村委員** 現在の提供の方法を想定してこの「希望に応じて」という文言にしたと思うが、今後提供の方法自体が変わる可能性もあるため、窓口の職員の主観的判断が要求されるような条文にはしない方がよいのではないか。

- ・**加藤委員** 河村委員、松尾委員の意見と同じく、「希望に応じて」というところまで踏み込んで書く必要はないのではないか。

→ **(事務局回答)** 「当該行政文書を利用しようとする者の希望に応じて」の部分は削除する方向で検討したい。

- ・**蘆立委員** 第13条第2項に「利用」の観点を入れるのであれば、第13条の見出しは、「電子的管理の促進」ではなく「電子的管理及び利用の促進」にした方が内容と合致するのではないか。

→ **(事務局回答)** 修正させていただく。

○ 条例第24条 特定歴史行政文書等の利用に係る費用負担について

※ 第3回検討会において、委員から、電磁的記録による提供にかかる費用の負担について規定する必要はないかとの意見があり、特定歴史公文書を利用する者は当該物品の供与に要する費用を負担するという案を提示したもの（資料1 p 27、p 28）。

- ・**松尾委員** 「物品の供与に要する費用」という表現で、写しの交付に要する費用も包含されることになるのか。

→ **(事務局回答)** 情報公開条例の費用徴収に関する規定でも、物品供与という文言で写しの交付を包含する規定としていたと思う。改めて確認させていただく。

- ・**栗原委員** 実費徴収のみ行い、手数料は徴収しないのか。

→ **(事務局回答)** 手数料については情報公開条例においても徴収しないこととしている。国では手数料を徴収しているが、地方自治体では徴収していないところが大多数である。

- ・**河村委員** 海外では、研究者が研究に必要であるとして大量の文書を請求するケースがある。今後、国内でも、歴史的公文書等について自治体に対し大量の請求がなされる可能性があり、その場合の取扱いを検討しておいた方がよい。大量に請求する際には目的を明示させる等、手続の部分で調整できると思う。

→ **(事務局回答)** 正当に権利を行使し請求する方には負担がかからないようにしつつも、権利の濫用のような大量請求を抑制することが課題となりつつあり、手数料徴収も含め、対応の検討を始めた段階である。

- ・**松尾委員** 手数料の徴収について検討する場合は、かつて宮城県は情報公開先進県とされていたことも踏まえ、情報公開制度の趣旨を没却しないことを前提に検討してほしい。

○ 条例第51条・第52条 出資団体等の範囲と指定管理者における対応について

○ 条例第53条 寄贈又は寄託された文書の受入れ

【出資団体等の範囲の明確化】

※ 第3回検討会において、委員から、当初案では出資団体等の範囲が広範囲になると思われるがどこまでが対象か、詳細を規則等で定める場合はその旨を条例で明らかにする必要があるのではとの意見があり、条文上で出資団体等の要件を規則で定める旨を明記する案を提示したもの（資料1 p36）。

- ・（特になし）

【出資団体等や指定管理者において歴文に相当するものがある場合の取扱い】

※ 第3回検討会において、委員から、出資団体等や指定管理者において歴文に該当するものがあるとして寄贈・寄託があった場合、受入れの判断をどのように行うのかとの意見があり、公文書管理委員会への意見聴取事項として規定する案を提示したもの（資料1 p36）。

- ・**松尾委員** 公文書管理委員会の意見は、最終的な判断に反映されるものなのか。答申の結果を十分に反映するといった条文になるのか。

→ **(事務局回答)** 基本的には判断に影響を与えるものとして考えていきたい。条文の書きぶりについては直ちにお示しすることは難しいが、専門家の方々の意見は当然尊重されるべきであるという想定である。

【指定管理者による指定管理期間が終了した後の文書の取扱い】

※ 第3回検討会において、委員から、指定管理者の場合に指定管理期間が終了した後の文書の取扱いはどうなるのか整理しておく必要があるとの意見があり、条例及び基本協定書に基づき文書を一定期間保存することを義務づける案を提示したもの（資料1 p37）。

- ・**河村委員** 指定管理者については、条例制定後に想定外のことが起こる可能性もあるため、改正が必要であれば後から改正する等、融通の利く作りにおいていた方が今の段階ではよいと思う。

→ **(事務局回答)** 出資団体や指定管理者における文書管理の状況については、事務局においても把握できていない部分であり、今後、実態を把握しながら進めていかざるを得ないと考えている。

○ 附則 経過措置について

- ※ 第3回検討会において、本条例の規定は条例施行日以後の文書を対象とする案としていたが、委員からは条例施行前の文書に適用させない理由が明確ではない、条例が適用される文書と適用されない文書が最長30年間併存することは適切なのかとの意見があり、条例施行日前の文書についても経過措置を設けることで本条例に基づく管理を行えるようにする案を提示したもの（資料1 p39、p40）。

- ・**松尾委員** 第4項の特定歴史公文書とみなす文書について、参考にしたという新潟県の条例では、「施行日前に作成又は取得した歴文に相当する文書であって、施行日以後に知事に移管されたもの」とされているが、宮城県の案では「施行日前に作成又は取得した歴文に相当する文書であって、施行日以後1年を経過する日までの間に公文書館において保存されることとされているもの」としている。違いは何か。

→ **(事務局回答)** 宮城県における実際の取扱いに合わせてこの案にした。宮城県では、例えば令和7年度末に保存満了する簿冊の歴文選定は令和7年度中に行うが、実際の移管はその翌年度の令和8年度中に行うことになる。令和8年4月1日に条例を施行する場合、令和7年度末に保存満了するものは、施行日時点では、歴文該当性の判断は終えているが公文書館への移管はまだされていない。この文書を特定歴史行政文書とみなすために、移管するまでの最長1年間という期間を踏まえ、「1年を経過する日までの間に公文書館において保存されることとされているもの」とした。

- ・**河村委員** 実務を考慮した経過措置だと思うので、これで問題ないかは公文書館側にも確認しておいた方がよい。

→ **(公文書館回答)** 実際にこの流れで事務処理を行っているため、公文書館としても理解しているところである。

- ・**蘆立委員** 実務がこの流れで動いているのであれば、新潟県のような表現でも、原案でも結論に変わりはないと思われるが、前提を知らないと、なぜ「1年を経過する日までの間」なのだろうという話が出てくる。

- ・ **河村委員** 歴文選定と移管の実情を知らない人にもわかるように条文に落とし込むか、又は条文に1年とは書かずに、歴文の選定と移管の運用方法をホームページで解説するという方法もあると思う。
 - ・ **加藤委員** 個人的には条文に「1年」と規定したほうが説明しやすいと思う。法律でも、保存期間満了後、歴文として移管した場合は1年以内に配架することが基本であり、説明に苦慮することはないのではないか。
- **（事務局回答）** 1年という部分について、説明を求められた際の根拠は準備しておく必要があると認識した。